

その請求に困ったら司法書士へ

返済に困った……!/?  
そんなときは**司法書士**に  
相談してみませんか!!

**家賃**を  
滞納した  
このままだと  
追い出されそう

**奨学金**が  
返せない

ずっと請求が  
なかった  
**借金**の  
支払い督促が来た

奨学金の請求,  
借金の返済, 家賃滞納など

一人で悩むより,  
「くらしの法律家」司法書士に  
お気軽にご相談ください。

面談・電話にて  
相談をお受けいたします。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

～「その請求に困ったら司法書士へ」相談 強化週間 ～

平成29年3月13日(月)～3月17日(金)

- ・札幌司法書士会法律相談センター(無料面談相談)予約受付番号 011-272-9035
- ・困りごと”ほっと”ライン(無料電話相談 平日13:00～16:00) 011-211-1585
- 【お問い合わせ】札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目4 TEL 011-281-3505